

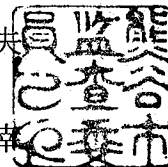
熊谷市監査委員公告第11号

令和7年度農業委員会事務局定期監査の結果に基づき、農業委員会会長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和8年9月28日

熊谷市監査委員 富井 晴夫

熊谷市監査委員 沼上 政幸



令和7年度農業委員会事務局定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
1 収入事務 指摘事項なし。 2 契約事務 指摘事項なし。 3 補助金 指摘事項なし。 4 負担金 指摘事項なし。 5 財産管理 指摘事項なし。 6 その他 (1) 準公金について、通帳と届出印が同じ場所で管理されているもの、収入・支出伝票が作成されていないもの及び立替払いされているものが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な会計事務を行うべきである。 (2) 紙文書の収受について、収受印及び文書番号の記入がないものが見受けられたので、熊谷市文書管理規程第12条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。	6 その他 (1) 熊谷市準公金取扱要綱に基づき、通帳は会計担当者、届出印は準公金管理者が、施錠できる場所において管理することとした。 また、収入・支出伝票を作成するとともに、今後は立替払いを行わないよう適正な会計事務を徹底した。 (2) 紙文書を収受する際は、収受印の押印及び文書番号の記入を漏れなく行うよう全職員に周知した。今後は、熊谷市文書管理規程に基づき、適正な事務処理を徹底する。